

相楽東部広域連合立小学校及び中学校の開放に関する規則

平成 21 年 4 月 1 日
教委規則第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、相楽東部広域連合立小学校及び中学校の施設を学校教育に支障のない範囲内で、社会教育の普及及び青少年の健全な育成を図るための利用に供すること（以下「学校施設の開放」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(施設の管理責任)

第 2 条 学校施設の開放に関する事務及び開放に伴う管理責任は、相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(管理員)

第 3 条 学校施設の開放に伴う利用者の危険防止及び施設、設備の管理のため、特に必要があるときは、管理員を置くものとする。

(開放の日時)

第 4 条 学校施設の開放の日時は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第 5 条 学校施設の開放は、次の各号に掲げる区分に応じ、笠置町、和束町及び南山城村内に在住し、又は在学する者が 3 分の 1 以上占める当該各号に定める団体で、成人の代表者が含まれる場合に限り許可するものとする。

- (1) 体育館及び運動場 10 名以上の団体等
- (2) 教育委員会が開放を認めた施設 教育委員会が利用を認めた団体

(利用の禁止)

第 6 条 学校施設の開放が、次の各号の一に該当する場合は、その利用を認めないものとする。

- (1) 学校教育上、支障があると認めたとき。
- (2) 学校施設をき損、又は甚だしく汚損する恐れがあると認めたとき。
- (3) 営利を目的とする私的な事業と認めたとき。
- (4) その他、公共施設としての目的に反すると認めたとき。

(許可の取消し)

第 7 条 許可を得て使用中であっても、次の各号の一に該当すると認められるときは、その許可を取消しすることができる。

- (1) 許可の目的以外に使用したとき。
- (2) 使用权を譲渡又は転貸したとき。
- (3) 許可を受けない学校施設を使用したとき。

- (4) 学校施設をき損又は汚損したとき。
- (5) 指示事項を遵守しないとき。
- (6) その他、緊急の事態が生じたとき。

(利用の手続)

第8条 学校施設を利用しようとする者は、所定の申込書によって教育委員会に申し込み、その許可を得なければならない。

(利用者の賠償責任)

第9条 利用者は、学校施設の開放に係る施設又は設備を故意又は過失によって滅失し、又はき損させた場合は、その行為によって生じた損害を賠償しなければならない。

(実施細則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

施 設	使 用 日	使用時間	使用期間
体育館	土・日曜日、祝日、長期休業日	午前8時～午後10時	1月6日～ 12月28日まで
	平 日	午後6時～午後10時	
運動場	土・日曜日、祝日、長期休業日	(5月～10月) 午前8時～午後6時 (11月～4月) 午前8時～午後5時	
学校長が 認めた施設	土・日曜日、祝日、長期休業日	午前8時～午後10時	